

第六十八号議案

学校職員の定数に関する条例及び学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和七年二月十九日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

学校職員の定数に関する条例及び学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

第一条 学校職員の定数に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表一の項中「三四、八三一人」を「三五、一二二人」に改め、同表二の項中「一六、三八六人」を「一六、三五七人」に改め、同表三の項中「一〇、五五一人」を「一〇、五九九人」に改め、同表四の項中「六、五〇六人」を「六、七二五人」に改め、同表合計の項中「六八、二七四人」を「六八、九〇三人」に改める。

付則第二項中「令和七年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める。

第二条 学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例（令和四年東京都条例第八十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「附則第九条第三項」を「附則第九条第二項」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第一条中学校職員の定数に関する条例付則第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

（提案理由）

学校職員の定数を改めるほか、規定を整備する必要がある。

第六十号議案 学校職員の定数に関する条例及び学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例